

中央区光害防止指導要綱について

近年のLED照明やデジタルサイネージを活用した屋外広告等の普及により、区内で光害が増加しています。こうした状況を踏まえ、中央区光害防止指導要綱を制定し、光害の防止に向けたルールを設けました。

1 光害とは

周辺環境にそぐわない明るさや色で点灯する**屋外照明**（**屋外を照射する全ての照明をいう。**以下同じ。）の光が原因で、健康や生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

2 光害の判定

環境省の光害対策ガイドライン(令和3年3月改訂版)を踏まえ、次の基準に基づいて判定します。

最大光度値（方向については、事業者と協議の上、周辺の状況を考慮して設定します）	25,000 cd（カンデラ）
最大鉛直面照度値	25 lx（ルクス）
不快グレア	GR（グレア） 50

3 この要綱の対象物および対象者

「対象物」**屋外照明（既設を含む。）**

「対象者」**屋外照明（既設を含む。）の設置、所有および管理をする事業者**

4 屋外照明の設置および運用に当たって遵守していただきたい事項

- | |
|---|
| ① 判定基準を遵守し、光害の防止に努めること。 |
| ② 判定基準内であっても、光害と同様の被害が生じる可能性があることを踏まえ、屋外照明の設置および運用を適切に行うこと。 |
| ③ 早朝、夜間など健康または生活環境に係る被害が生じやすい時間帯については、減灯または消灯に努めること。 |

5 区への対応

光害が生じている場合またはそのおそれがあると区が判断した場合は、事業者に対して**指導**を行います。また、繰り返しの指導にもかかわらず、状況が改善されない場合は、区民への情報提供として**事実の公表**を行います。

6 デジタルサイネージ等の映像表示装置の取扱い

デジタルサイネージ等の映像表示装置（以下「デジタルサイネージ等」という。）を使用するものは、それ自体が発光することに加え、文字や映像などが動く媒体であり、他の屋外照明よりも光害を生じさせる可能性が高いものです。

そのため、**デジタルサイネージ等の設置および運用に当たっては、別途手続を定めています。**

(1) デジタルサイネージ等の種類

屋外広告物法の**屋外広告物に該当する屋外に設置するもの**と**屋外広告物に該当しない屋内に設置するもの**があります。

屋内に設置されるものでも、**屋外の公衆に表示する目的**で設置する場合は、屋外に設置するものと同様に取扱いします。

(2) 手続

デジタルサイネージ等の設置に当たっては、協議、周知、届出の順で手続を行っていただきます。

ア 協議

デジタルサイネージ等の仕様と運用について、区と事前協議を行っていただきます。

なお、屋外に設置するもので東京都屋外広告物条例 13 条第 5 号、第 6 号に該当するものおよび屋内に設置するものについては、事前協議の結果、判定基準を明らかに超過していない場合は、届出を行わずに設置することが可能です。

イ 周知

デジタルサイネージ等の届出をする事業者は、事前に周辺地域の区民に対して以下の事項を書面等の方法により周知してください。

① 点灯する日
② 点灯する時間
③ 点灯を開始する日
④ 周辺地域の状況に応じて区が求める事項

ウ 届出

届出期日	屋外設置	① 東京都屋外広告物条例に基づく許可および変更許可の申請をするものは、申請をする 14 日前まで ② 東京都屋外広告物条例第 13 条第 5 号、第 6 号に該当するものは、設置および変更工事着手の 14 日前まで
	屋内設置	設置および変更工事着手の 14 日前まで
必要書類	① 届出様式 ② 案内図 ③ 設置状況が分かる図面 ④ 判定基準確認表 ⑤ 周辺地域へ周知したことが分かるもの（説明会資料、周知ビラ等） ⑥ 周辺地域の状況に応じて区が求める書類 ※既に屋外広告物の許可を取得している事業者についても、上記のうち 1 から 4 および 6 についての書類提出が必要です。	

※ その他、デジタルサイネージ等の変更をしようとするとき、および廃止したときにも届出が必要です。